

【市・県民税非課税基準】

区 分	均等割	所 得 割	
		退職所得	左以外
① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者	非課税	非課税	非課税
② 障害者・未成年・寡婦・ひとり親で、 前年の合計所得金額等が135万円以下の者	非課税	課税	非課税
③ 均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額等が次による金額以下の者 $38万円 + 28万円 \times (\text{控除配偶者} + \text{扶養人数}) + 16.8万円$ （※本人のみの場合は38万円のみ） 扶養 0人 38万円 扶養 1人 82.8万円 扶養 2人 110.8万円 扶養 3人 138.8万円 扶養 4人 166.8万円	非課税		
④ 所得割を課すべき者のうち、前年の総所得金額等が次による金額以下の者 $45万円 + 35万円 \times (\text{控除配偶者} + \text{扶養人数}) + 32万円$ （※本人のみの場合は45万円のみ） 扶養 0人 45万円 扶養 1人 112万円 扶養 2人 147万円 扶養 3人 182万円 扶養 4人 217万円	課税	課税	非課税

②と③について

- * 純損失・雑損失の繰越控除前の所得で判定
- * 分離譲渡所得については、特別控除前の所得で判定
- * 源泉分離課税となっている退職所得は除く
- * 未成年者：平成13年1月3日以後生まれの者

③について

- * 鯖江市は生活保護の3級地なので上記の金額（福井市以外の県内市町）
- * 2級地（県内では福井市）は、 $41.5万円 + 31.5万円 \times \text{人数} + 18.9万円$ （本人のみは41.5万円）
- * 1級地（県内なし）は、 $45万円 + 35万円 \times \text{人数} + 21万円$ （本人のみは45万円）

④について → 分離課税にかかる所得割を除く

- * 純損失・雑損失の繰越控除後の所得で判定
- * 分離譲渡所得については、特別控除前の所得で判定
- * 源泉分離課税となっている退職所得は除く

【所得割の調整措置】

- * 非課税基準の金額を若干上回る所得を有する者の税引後の所得金額が、所得割の非課税基準を下回ることをしないよう減額する措置

$$\text{調整額} = \text{非課税基準額④} - \text{総所得金額等} - \text{算出税額}$$